

# 学校全体に関わるお知らせやお願い No.12 令和4年10月7日

## ◆くしろバスダイヤ改正にともなう登下校について

10月より実施された、くしろバスのダイヤ改正に関わり、子供たちの登下校方法の検討、下校方法調査へのご協力、ありがとうございます。学校でも、引き続きお子様の安全・安心な登下校のため、毎日の下校方法の把握・確認に努めてまいりますので、朝のGoogleフォームへの記入をよろしくお願いいたします。

ダイヤ改正、乗り換えの相談、定期券の対応等にかかわるお問い合わせは、くしろバス

(36-8181)までお願いいたします。

登下校時に乗り継ぎバスがわからなくなってしまうなど、困ったことがあった場合、お子様が直接学校に連絡することも可能です。学校でも話題にしておりますので、ご家庭でも、困ったことが起きてしまった場合の対応を、お子様と確認していただけますと幸いです。

\*バスダイヤ改正に関わる学校からのお便りは、本校HPに掲載しています。



## ◆登下校、居残り対応について

新型コロナウイルス感染症の影響による保護者送迎などのため、2020年度より継続してきた登下校・居残りの対応ですが、この度くしろバスのダイヤ改正により、居残りの対応がさらに増加することが予想されます。居残りの時間には会議や打合せ、実習指導等が入っており、教員は、原則つくことができないことを改めて確認していただいた上で、10月からの登下校についてお子様と話し合っていたきたいと考えています。

下記の通り、登下校や居残りに関する対応を整理しましたので、ご確認ください。

### <登下校について>

- ・登下校は、ご家庭の実態やお子様の学年を考慮の上、徒歩・バス・自家用車による送迎ほかを選択してください。(学校として特定の登下校方法を推奨することはいたしません)
- ・児童玄関の開錠は、朝7:00を継続します。  
(変更する場合は改めてお知らせします)



### <居残りについて>

- ・原則、居残りはできません。ただし以下の場合のみ、最大15:30頃までの居残りができます。
- ①「時差お迎え」のために、下校時刻を若干過ぎて残る場合
- ②1~3年生が5時間授業日に、兄弟の下校時刻(下校バス時刻)まで残る場合
- ③14:30下校の日に、17番バスでしか下校できない児童が、15:33の発車まで残る場合



### <居残りについての注意点>

- ・居残り場所は、原則教室としますが、行事や会議実施の関係で



場所を変える場合があります。

- ・学校でも改めて指導しますが、朝早く登校する児童や居残りする児童は、教室にて、自分一人でも時間を有効活用できるようご家庭でも準備をお願いいたします。

\*家庭学習ノートを活用した学習、担任の許可のもとタブレットドリルの学習、持参した問題集、読書など

- ・事前にお子様とお迎えの時刻を確認しておき、時刻が来たら自分で外に出られるようにしてください。

\*お子様が出てこない場合は、教室までお迎えください。

- ・15:30を過ぎる居残りはご遠慮ください。
- ・特別な事情で居残りせざるを得ない場合は、担任までご相談ください。
- ・これまで通り、下校方法をGoogleフォームに入力するようお願いいたします。

## ◆人権教室について

今年度から「人権教室」と「情報モラル教室」を隔年で実施します。今年度は「人権教室」を行います。実施日は10月14日で、対象は全学年です。目的は「人権について知り、自分や周りの人を大切にすることを養うこと」です。外部講師として釧路人権擁護委員協議会事務局人権教室事務担当者の方々に来校いただき、学年の発達段階に合わせて動画視聴やアクティビティを通して、いじめ問題や人権侵害などについて学ぶ予定です。今後様々な人と関わっていくうえで重要なポイントが学べる機会ですので、御家庭でも話題にしていただけると幸いです。

## ◆学校内での軽装の励行終了について（お知らせ）

6月2日（木）から実施していた、ノーネクタイ等の軽装励行期間は9月末をもって終了しました。子供たちも、指定がある場合は「ワイシャツ・ネクタイ」での登校日が生じますので、学年だよりをご確認ください。

